

令和4年度第7回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和4年10月5日（水）
午前9時28分～午前11時22分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室
3. 出席委員 22人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 4番 西田 清範
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄
7番 古田 茂 8番 田中 善憲
9番 大場 忠勝 10番 大橋 芳信
11番 大浦 清貴 12番 山崎 巖
13番 福山 英則 14番 仲田 茂男
15番 下村 帝 16番 北森 正誠
18番 金田 修一 19番 長谷 幹夫
20番 金木 洋子 22番 中井 義則
4. 欠席委員 17番 渡辺 正志 21番 島田 一郎
5. 議 題 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第29号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告事項第25号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第26号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、島田委員、渡辺委員から欠席届けがあり、出席委員数は22名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和4年度第7回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会 長 議事に入ります前に10月1日付けで、新しく農業委員に任命されました田中委員を紹介いたします。

会 長 田中善憲（たなか よしのり）委員です。

（田中委員 自席にて挨拶）

会 長 田中委員には、よろしく願いいたします。

会 長 なお、田中委員の就任に伴い、総会議席については、農業委員歴及び生年月日などにより、お手元に配布の資料のとおりとなりますので、ご確認をお願いします。

会 長 本日は、議案3件、報告事項3件がございます。
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

（委員一同 異議なし）

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。1番杉林委員、2番熊南委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は7件で、申請面積は6,045.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、相手方の要望のため、贈与により、所有権を移転するものです。

2番と3番は、経営の縮小のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

4番は、母から子へ贈与により、所有権を移転するものです

5番と6番の譲受人は同一人です。

5番と6番ともに、贈与により、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

7番は、労働力不足により、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第28号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第29号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書4ページをご覧ください。

議案第29号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回、4条申請が3件、面積は621.09㎡、5条申請が16

件、面積は20,505.64㎡です。

それでは、まず、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4条申請1番は、熊野地区において、農家住宅敷地を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人が相続により取得した土地について、公図と地形に相違があるため測量し直したところ違反転用箇所があり、是正のため今回申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

4条申請2番は、大沢野地域大沢野北部地区において、住宅敷地を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、こちらにも公図と地形に相違があるため測量し直したところ、違反転用箇所があり、是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

4条申請3番は、八尾地域杉原西部地区において、農業用施設及び農作業場を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、主要地方道立山山田線の道路拡張事業による土地の収用により、既存の農作業所の移転の必要が生じたため、自己所有農地に新たに建築するため申請されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

議案書6ページをご覧ください。5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、新保地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、既存敷地での駐車スペースが足りないことから住宅の敷地を拡張し、車庫を建てるため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請の2番は、新保地区において、農家住宅（住宅及び農業用施設）を建設する計画であります。転用の概要といたしましては、国土交通省が施工する一般国道41号大沢野富山南道路工事による土地の収用により、既存の住宅及び農作業所の移転の必要が生じたため、自己所有農地に新たに建築するため申請されたものです。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に

土地改良事業も実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可の基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請3番は、新保地区において、農家住宅の敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、国土交通省が施工する一般国道41号大沢野富山南道路工事による土地の収用により、現在使用している住宅の入り口が、使用できなくなるため、住宅敷地の西側に新たな住宅進入路を確保するため申請されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請4番は、熊野地区において、駐車場を整備する計画であります。申請者の〇〇〇〇は主に医療品などの製造、販売を行っております。転用の概要といたしましては、近年業績が拡大しており、今後、通信販売事業を拡充するにあたり、既存の駐車場が手狭であるため、新たに営業車及び従業員の駐車場を40台分整備するため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

続きまして議案書7ページをご覧ください。5条申請5番は、熊野地区において、農家住宅敷地を整備する計画であります。こちらの案件につきましては、4条申請1番でご説明した案件の同じ敷地であり、申請人が相続により取得した土地について、公図と地形に相違があるため測量し直したところ、他人名義の土地があり、今回、是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請6番は、月岡地区において、コンビニエンスストアを建築する計画であります。申請者の●●●●はフランチャイズシステムによるコンビニエンスストア等の経営及びコンサルタント事業を行っております。転用の概要といたしましては、申請地は、市街化調整区域での沿道サービス型コンビニエンスストアの都市計画法上の開発許可基準と合致する場所であり、県道と市道が交差する角地であったこと、また、他の店舗との商業圏の範囲が重複しない場所として、申請地を選定されたものでございます。申請地より半径500mの範囲の中に教育施設、医療施設があり、全面道路に公共上下水道が埋設されていることから、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請7番は、呉羽地区において、駐車場を整備する計画であります。申請者の△△△△は、特別養護老人ホームの経営など、高齢

者福祉事業を行っております。転用の概要といたしましては、近年、施設利用者数が大幅に増加しており、既存の駐車場が飽和状態であり、車両事故の危険性もあることから、新たに利用者用の駐車場の確保が急務となったため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請8番は、長岡地区において、分家住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、夫婦で市内のアパートに居住しておりますが、今後、実家の農地を管理するため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅の建築を計画されたものでございます。申請地より半径500mの範囲の中に教育施設が2施設あり、全面道路に公共上下水道が埋設されていることから、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

続きまして議案書8ページをご覧ください。5条申請9番は、老田地区において、資材及び器材置場の一時転用の計画であります。申請者の▲▲▲▲は、主に施設及び露地野菜の生産販売を行っております。転用の概要といたしましては、申請地周辺は呉羽梨の一大産地であり、長年、梨畑から発生する剪定枝の焼却が問題となっております。そこで、申請者が市のSDGsモデル事業の一環として、令和元年度から令和3年度まで剪定枝のペレット化などの実験を行っていましたが、今回、剪定枝を薪ストーブ用の薪として製品化するための実証を行うため、一時的に申請地を資材及び器材置場にするため申請されたものでございます。期間は令和4年11月1日から令和7年9月31日の約3年となっております。申請地については、鉄板を敷き詰めるなど、撤去後も農地に支障を及ぼさないよう配慮されることから、原状回復が確実であり、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

5条申請10番は、池多地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は、現在、実家において家族で同居しておりますが、子供が生まれ、家が手狭になることから、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において、住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請11番は、水橋西部地区において、自己用の駐車場を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、現在申請者は、車を3台所有しておりますが、住宅敷地内では駐車スペースが

ないことから自宅に限りなく近い申請地において3台分の駐車場敷地を整備するため申請されたものです。申請地は雑種地化されており、始末書の添付があります。申請地から半径500mの範囲内に医療施設が2施設、全面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

続きまして議案書9ページをご覧ください。5条申請12番は、大沢野地域大久保地区において、分譲住宅地を整備する計画であります。申請地は都市計画区域内の用途区域に指定されており、更地での分譲が可能となります。転用の概要といたしましては、近隣には教育施設、医療機関やスーパー、ドラッグストア等、生活環境が整った利便性のある土地であり、多くの需要が見込まれることから選定されたものです。平均区画面積は約226㎡で全8区画を計画されております。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請13番は、大沢野地域大久保地区において、砂利採取業者による陸砂利採取の一時転用の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。期間は許可日から2年間となっております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

続きまして議案書10ページをご覧ください。5条申請14番は、八尾地域保内東地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、家族4人で市内のアパートに居住しておりますが、子供の成長により手狭となってきたため申請地において住宅の建築を計画されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請15番は、八尾地域保内西地区において、神社の境内地を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、■■■■は約100年前の洪水被害により現在の位置に建て替えられており、老朽化により昨年の大雪で拝殿の一部が損傷したため、修復工事用の車両が入る参道を整備するため今回申請されたものです。工事完了後は境内地として使用されます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請16番は、婦中地域婦中神保地区において、一般住宅を

建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は、現在市内のアパートで居住しておりますが、子供が産まれるにあたり、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において、住宅建築のため申請されたものでございます。敷地面積は南側に隣接する宅地部分も含め364㎡となります。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていない農地であることから、農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

以上です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

◇ ◇ 委 員 現地確認をされて、しっかりご報告をされているんですが、内容のね、名前の間違いですとか、譲渡人なのに譲受人の名前を言ったりね。今もあったんですが8ページの9番、これ貸人と借人なんですよね。最初にお話されたのはね、譲渡人と譲受人というね、そんな表現でお話しをされているんです。これを聞いて最後みんな意見なし、賛成、そんなことでね、軽くこの申請をです、受け流して問題の指摘もなく、無事シャンシャンと終わるといふのはいかなものかなというのが今日特に感じました。

現地を見て、書類上は間違いないけどもご報告される方ですね、名前含めてね呼び間違えているということは、そのまんま録音もされているわけだから、お互い気を付けてね、皆へのご報告というのを正確にする癖をつけていかないと、農業委員は何をしているんだという風な指摘をされては大変になりますからよろしくをお願いします。

会 長 他にご意見、ご質問などございませんか。

(意見・質問なし)

会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件について、「許可相当」とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

- 会 長 異議なしとのことでありますので、議案第29号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。
- 会 長 今ほど○○委員の方からご指摘ありました事について、次回からもきちんと気を付けて報告をしていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。
- 会 長 続きまして、議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。
議案書のページは、11ページから15ページです。
利用権設定は、今回は31件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年が2件、6～9年が1件、10年が28件です。設定面積は、128,600.00㎡です。
13ページ1番から15ページ27番までは、農地中間管理機構を通すものであります。15ページ28番から30番が相対であります。
以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。
以上でございます。
- 会 長 それでは、ただ今説明及び報告がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。
- (異議なしとの発言あり)
- 会 長 異議なしとのことでありますので、議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。
- 会 長 続きまして、報告事項に入ります。
第25号農地法第3条の3の規定による受理について

第26号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について

第27号農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第25号農地法第3条の3の規定による受理について、
ご報告します。議案書は、16ページから19ページです。

今回の受理件数は14件で、すべて相続により所有権を取得した
ものであります。農業委員会へのあっせん希望については、ありま
せんでした。

報告事項第26号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第
7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは20ページから25ページまでです。

今回の受理件数は、4条が5件、5条が16件、合わせて21件、
面積は合わせて17,811.09㎡となっております。内容、転
用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いた
します。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日
で受理する予定のものは、24ページの10番、11番、12番で
す。

報告事項第27号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合
意解約について、ご報告いたします。

議案書は、26ページから27ページです。

解約件数は4件で、解約面積は4,895.00㎡です。今回の
解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

会長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等
がありましたら承りたいと思います。

(意見・質問なし)

会長 特に何もありませんので、これをもちまして、2. 議案・報告
事項の議案審議を終了します。

会長 続きまして、3. 協議・報告事項に入ります。

まず「令和5年度富山市農地等利用最適化推進施策に関する意見
書(案)」について事務局より説明をお願いします。

事務局 (事務局 説明)

会 長 それでは、ただ今説明がありました意見書（案）について、内容の追加、修正、削除や疑義などがあれば、承ります。

□ □ 委 員 意見書を読んでいて、1つだけ、2ページ（2）遊休農地の①の最後、特に優良農地については、農地所有者に対し、と書いてあるが、優良農地だけでいいのか。

農地所有者に対しては土地の管理責任が、どんな農地だろうと管理責任があるはずなので、わざわざここで優良農地という、遊休農地になっているとすれば、優良農地になると思われるということにはなるんだろうけど。

そこらへんはどうかのかなと思ひまして。

事 務 局 （2）①につきましては、優良農地に限定してしまつては、他の農地はどうかと読まれる方がいると思ひれます。当然、市長にもお渡しするわけですから、優良農地だけでいいのかと思ひれると非常に困ると思ひますが、皆さんどのような形がよろしいでしょうか。

会 長 □□委員が言われた所、削除して提出するという事でよろしいでしょうか。

（異議なしとの発言あり）

▽ ▽ 委 員 今回の申請にあつての説明、たいへんまとめられてしっかりしたものになっておりますけれども、我々の中で審議するという事になっておりますので、結構早口で資料もとびとびで話をされましたんで、やはり大事な要素の説明の時はプロジェクターを使うとか我々がわかりやすいような形での説明に今後していただきたいと思ひます。

資料をとびとびで見ながら、すぐ理解するというのはなかなか難しい。もう少し時間をかけて、目で見えて説明するという事も今後検討していただきたいと思ひます。

事 務 局 ご意見ありがとうございます。今後につきましてははしっかり重要な内容に限らず、ゆっくり丁寧に説明させていただきたいと思ひておりますのでよろしくお願ひいたします。

▼ ▼ 委 員 意見書というのは毎年出してるんですけど、意見書に対する回答というのはいつ頃どのような形で。

事務局 市長の代理として農林水産部長に提出をします。その場で農林水産部長から回答がきます。当然回答の内容を皆さんにご提供させていただきます。

◇ ◇ 委員 3 ページ目の新規参入の促進⑤就農や農業法人等への就職など、農業関係の学生が農業が開始しやすい環境、開始しやすい環境って表現がちょっとおかしい。農業へ取り組みやすい環境とかがいいのではないか。表現のご検討をお願いします。

事務局 表現については検討させていただきます。

▼ ▼ 委員 内容に緊急の課題の部分もありますし、問題解決に時間を要するものもありますし、年度越して来年度でいいというものもありますし。早急に回答なり方向性を示していただきたい内容もあります。
中山間地の5年ルールに関してですけれども、既に山田地域では、5年ルールに農地手放す、耕作放棄地にせざるを得ないかと問題が出てきておまして、蕎麦だけでもやってこうか、蕎麦もやめたという形になっております。この辺も早急に方向性を示していただければというふうに思います。

□ □ 委員 来年度に向けての要望だから今年中に何かやってくれというのは無理だ。

事務局 予算に関わるものについては今年度は難しいと思われま。5年ルールに関しては、一度畑にしたらもう一度水田にするのは難しいとの意見が各地からあり、自民党の農林部会から国の方に要望が出ていることもあり、その動向を見極めながらという事になると思いますが、市の方からこうしようというのは難しいと思います。

意見書にはこういった課題があるという、こういう危機があるということは知っていただきたいという事で記載させていただいております。

◆ ◆ 委員 5 ページなんですけど、飼料資材の高騰対策ということで書いてありますけど、文章が素晴らしいと思います。いいお願いだと思います。例えば飼料いくらまで高騰したら、いくらまで補助が出るだとか、そういうものがないと全然要求が通らないと思います。

例えば飼料資材だけでなく、機械がものすごく高いわけです。コンバインにしてもトラクターにしても一般の農家では買えない状況です。そういうものは具体的に補助金を、500万で50パーセントみましようとか、30パーセントみましようとか、ある程度数字

が必要じゃないかと思います。要求に対しては。

新聞によく出てましたけど、肥料をどここの市が1,500円みます。2,000円みますとか。新聞には具体的にそういう風書いてあります。具体的に適正価格ってだいたいどのくらいを適正価格というんですか。私全くわかりません。一俵あたり1万円でも適正価格、2万円でも適正価格ととらえることができますけども。

もっと適正価格がこれくらいと要求した方がいいと私は思いますけど。

事務局 資材高騰につきましては、どれだけの金額を支援するのかという事について、金額を決めるというよりは、価格高騰分ということでマックスの金額をいれさせていただいております。

具体的な金額を書くと、それだけでいいのかと言われるため、金額的なことを書くよりは、価格高騰分という事で記載させていただいているという状況でございます。

農業機械の金額につきましても円安やウクライナ危機によって非常に上がっていると聞いております。そちらの方につきましては、2ページ目の④で支援を強化拡大拡充してほしいと記載しております。

また、米の適正価格がいくらなのかお示しできないのですが、基本的には生産可能な適正価格の形成が必要ということを書かせていただいております。この金額については市では適正価格を判断できない、国全体の話になるかと、いろいろな消費者や卸業者もいる、生産者もいる中で決まっていくものであると思っておりますので、適正価格については、この段階でいくらと指定するのは難しいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

□ □ 委員 農業委員会が出すんだから、金額を出すときはこの中で決めないといけない。決める事ができるかという大変難しい話であろうと。

ここにおられる皆さん農家ですけど、その人その人によって適正価格は違うと思うんです。

10町やっとる人5町やっとる人、5反しかやってない人。ここで決めるのは難しいので、事務局のなんとなくそういうことだという言葉で行くしかないんじゃないか。この文章で私はいいと思う。

◇ ◇ 委員 表現はいいと思う。具体的にこの場で金額は出せない。

会長 意見を出していただきました。これを反映し、私が責任をもって確認し、宮田委員さんと島田委員さんと3名で市へ提出することといたしますのでよろしくお願ひします。

会 長 次に、「富山県農業施策に関する政策提案（修正）」について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （事務局 説明）

☆☆委員 カドミ汚染田の一丁目一番地、婦中熊野の方なのですが、整備を県が支援するという事ですが、農地を持っている方の負担金は現行通り継続するという事でよろしいでしょうか。そのあたり提案内容に書いてないんですけど。いかがですか。

事 務 局 ☆☆委員のご意見につきまして回答させていただきます。2026年までは三井金属鉱業と県との協定があると思いますので国、県、市、地元の負担金が決定されていると思います。2026年以降につきましては県のほうで、国の支援を受けながら、市も負担しながら協議を詰めていくと思いますので、今回は記載しておりませんが、県からの説明ではしっかり要望していくと聞いておりますので、今回は記載していないということでございます。

☆☆委員 2026年というのは私らも聞いておりますが、要望ここを直してほしいという申請を出したのが平成26年と平成30年。私らの方もまだ工事が来てないんですけど、それから年月経って他のところが非常に低くなってしまっている。

いざこれから工事をするよといった時に直してくれといった時に予算がないのでできないのが困る。

申請を出したときとタイムラグがあって工事してもらいたい場所が変わってきている。2026年で終了と聞いてたんですが、農地を持っている人にとっては、焦りがある期限なんです。その後も継続支援するというのは、負担金というのはどうなるかはっきりしていつてもらいたい部分ではないかなと思います。

事 務 局 地元への負担金についても、市の農村整備課が管轄しておりますので、こちらの方から要望させていただきたいと思います。

それでは、いただきました意見等に基づき、修正をし、富山県農業会議へ提出することとします。

会 長 次に「令和4年度農業委員会視察」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （事務局 説明）

会 長 それでは、ただ今説明がありました視察について、ご質問があれば承ります。

(質問なし)

会 長 それでは、今年度の視察については、資料3のとおり実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

会 長 なお、視察を欠席される場合は、期限までに、事務局まで連絡をお願いします。

会 長 4. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

会 長 それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。